

特別教育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務の特別教育

●講習期間／2日間 （学科1日目9：00～17：30）
（実技2日目9：00～16：30）

機体重量が3トン未満の労働安全衛生法施行令別表第七第一号、二号に掲げる建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な教育です。（道路上を走行させる運転を除く）

講習日程 講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）
受付期間 定員

講習日	令和5年7月27日(木)～7月28日(金)	30名
受付日	令和5年6月26日(月)～6月30日(金)	
講習日	令和5年11月20日(月)～11月21日(火)	30名
受付日	令和5年10月23日(月)～10月27日(金)	
講習日	令和6年2月19日(月)～2月20日(火)	30名
受付日	令和6年1月22日(月)～1月26日(金)	



申込方法 申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講料・テキスト代 （税込み合計金額）

- ・ 会員事業所 ⇨ 16,830円（10%税1,530円込）
- ・ 一般 ⇨ 20,130円（10%税1,830円込）

内訳 ・ 受講料 会員 ⇨ 15,400円
一般 ⇨ 18,700円
・ テキスト代 ⇨ 1,430円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

- 講習科目
- 学科 (1) 走行装置の構造、取扱いの知識（3時間）
(2) 作業装置の構造、取扱い及び作業方法の知識（2時間）
(3) 運転に必要な一般知識（1時間）
(4) 関係法令（1時間）
- 実技 (1) 走行の操作（4時間）
(2) 作業装置の操作（2時間）

受講対象者 満18歳以上 人材開発支援
助成金 助成金対象講習
(P28参照)

修了証 所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。